

第1 説明

1 はじめに

トリからヒトに感染する鳥インフルエンザウイルスが変異し、ヒトからヒトに感染するようになる新型インフルエンザについて、近い将来の発生が懸念されているところである。

この新型インフルエンザは、国内発生した場合に瞬く間に全国に感染が広がり、多数の市民が罹患し、重症化し、最悪の場合には死亡にいたるなど多くの健康被害が生じるだけでなく、健康被害に伴い社会が機能不全に陥る危険性があると指摘されている。

具体的には、市職員やその家族の感染、また学校・保育所等の閉鎖等による子どもの保育などにより、健康危機管理に従事する十分な職員の確保すら困難になるおそれもある。

そのような場合においても、本市において、市民への感染拡大を可能な限り抑制し、市民の健康被害を最小限にするとともに、基礎的な行政として確保しなければならない業務を維持するため、平常時の事業の一部を縮小、中断、延期等をするとともに、様々な新型インフルエンザ対策に全力を注ぐ必要がある。

したがって、あらかじめ盛岡市の各部各課等において行政各分野の対応を検討し、共有化を図り、新型インフルエンザが発生している時においても、市民生活への影響を最小限に抑えるために「新型インフルエンザ対策盛岡市業務継続計画」を策定する。

2 業務継続計画（BCP）とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、大地震等の自然災害や感染症の流行などの危機事案が発生したことを想定し、人、物、ライフライン等の限られた経営資源の中で、最低限の事業活動を継続、ないしは、目標復旧時間内に再開できるようにするために、事前に策定された行動計画のことである。

致死率が高く、感染力が強い新型インフルエンザの発生などの重大な危機事案が発生した場合には、通常時の業務実施が困難となり、市民生活などへ重大な影響が生じる恐れがある。このような事態の発生した場合、優先的に実施しなければならない感染拡大の抑制や健康被害をできるだけ少なくするなどの危機対応業務に加え、市民生活の維持に必要な不可欠な最低限の業務を事前に定めることにより、限られた人などの資源のもとで、最低限必要な業務の継続を図るための計画である。

3 業務継続計画の前提条件

- (1) 市内において新型インフルエンザの発生が確認されること。
- (2) 新型インフルエンザの病原性が高く、感染力が強いこと。
- (3) 予測される罹患者数が職員の25%にのぼり、家族などの看護等の必要を含め、職員の40%がこの新型インフルエンザによる何らかの理由で出勤できなくなること。

- (4) 流行の期間が約8週間続くと想定されること。
- (5) 感染した職員は、長期間出勤できなくなり、感染した恐れのある職員も10日間程度健康観察のため出勤できなくなることが想定されること。
- (6) 市長が保健所長の意見を聴いて「盛岡市健康危機管理非常事態宣言」を行ったこと。

4 業務継続計画の移行時期

盛岡市健康危機対策本部において本部長である市長が、患者や接触者による感染拡大を防止するための対応を全庁的に開始することを指示し、併せて各部等において通常時の市の事務事業の実施を業務継続計画における実施に移行することを指示することにより実施する。

5 基本方針

- (1) 市民の健康被害の最小化と優先目的とする。
- (2) 市民生活に最低限必要な業務のみ継続し、その他の業務は可能な限り縮小・休止する。

6 業務優先度等の判断の基準

業務の優先度及び継続する業務の実施の判断に当たっては、次の点で業務継続の必要性を判断する。

- (1) 休止等による社会的影響の有無
 - ア 市民の生命・安全保持に支障があるか
 - イ 市民に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか
 - ウ 財産の保全，社会機能の継続に支障があるか
- (2) 市の他の業務への影響の有無
 - 休止・中断により，市の行政機能や対策本部等の業務に支障があるか
- (3) 法令上の処理期限等の有無
 - 法令上の処理期限や業務の実施サイクルの義務付けがあるか
- (4) 通常業務実施体制継続の可否
 - 業務の性格上，発生前と同様の体制を維持する必要があるか
- (5) 約2ヶ月の流行期間，業務を中止してもその後の対応が可能か
- (6) 感染拡大防止の観点から，積極的な休止等が望ましい業務であるか

7 業務優先度区分

次の表1「業務優先度区分」を参考に、各部各課等は、業務の優先順位付けを行う。

表 1 業務優先度区分

別表 業務優先度区分

区分	業務区分	業務内容	例
新型インフルエンザ対応業務	新型インフルエンザ対応業務 (S)	新型インフルエンザ発生時に新たに発生する業務 ・感染の流行のピークを抑えることや感染者数を減少させるための感染拡大防止に関する業務 ・危機管理体制上必要となる業務	新型インフルエンザ診療体制の構築 市対策本部の運営
通常業務	継続業務 (A)	新型インフルエンザ発生時に、平常時と同様に継続することが必要な業務 ・市の意思決定・重要業務の継続に必要な内部管理業務や市民の生命・財産等への影響により休止・中断が困難な業務	市民向け広報 庁舎の維持管理
	縮小業務 (B)	新型インフルエンザ発生時に業務内容を縮小する業務 ・流行中も業務を休止できないが、通常の業務内容を縮小（取り扱いを変更）する業務	各種窓口業務 支払事務
	休止業務 (C)	新型インフルエンザ発生時に原則として休止・中断する業務 ・流行の終息後（2ヶ月程度）に先送りすることが可能な業務 ・感染拡大防止の観点から積極的な休止等が望ましい業務	集会や研修、イベント等不特定多数の人が同時に集まる機会を提供する業務

8 業務継続のための体制について

各課の業務継続のために必要な人員に不足がある場合については、部内において対応することとする。ただし、緊急的・一時的に対応しなければならない業務については、必要に応じ、格部を超えて対応する。

特別な資格やスキルが必要な職については、事前に保有状況を把握し、場合により応援職員として活用する。